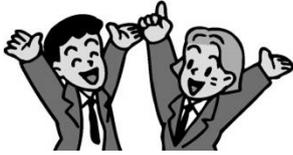


4月1日から平成30年4月以降の 学生納付特例の申請を受け付けます

○学生納付特例とは

日本国内に住むすべてのひとは、20歳になった時から国民年金の被保険者となり、保険料の納付が義務づけられています。学生については、申請により在学中の保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」が設けられています。

この制度では、学生本人の所得が一定以下であればよく、家族の所得は問われません。ただし、学校によっては、対象とならない場合があります。継続して免除を希望する人も、申請は毎年必要です。



●申請方法

市役所または年金事務所まで申請できます。

本年2月上旬までに前年度の学生納付特例の承認を受けた人で、日本年金機構からハガキ式の申請書が届いた場合は、そのハガキに必要事項を記入して返送すれば申請できます。

●持参書類

①学生であることを証明する書類

在学証明書（平成30年4月1日以降に発行されたものの原本）または学生証の写し（有効期間等が裏面にある場合は裏面の写しも必要）ただし、各種学校については、就業年限が1年以上の課程に在学していることを証明できる書類（在学証明書等で証明できる場合は不要）をお持ちください。

②基礎年金番号または個人番号が確認できる書類

年金手帳、基礎年金番号通知書、マイナンバーカード、個人番号通知カードのどれか1点をお持ち

ください。個人番号通知カードを持参される場合は、身分証明書（運転免許証や保険証など、写真付きでなければ2点）が必要で、代理人がマイナンバーカード、個人番号通知カードを持参される場合は、委任状が必要です。

※ご両親など同世帯の代理人が申請する場合は身分証明書（運転免許証や保険証など）と印鑑、さらに別世帯の代理人が申請する場合は委任状をお持ちください。

※会社などを離職して学生になった人は、雇用保険被保険者離職票または雇用保険受給資格者証が必要場合があります。

○学生納付特例と

老齢基礎年金の関係

老齢基礎年金を受け取るためには、原則として保険料の納付期間が10年以上必要ですが、学生納付特例制度の承認を受けた期間は、この10年以上という老齢基礎年金の受給資格期間に含まれます。ただし、老齢基礎年金の受給額の計算には含まれません。

○保険料の追納について

学生納付特例期間については、10年以内であれば保険料をさかのぼって納めること（追納）ができます。ただし2年を超えて納付する場合は、当時の保険料に加算金がかかります。

で、卒業したら早めの納付をおすすめします。

○学生納付特例と

障害年金の関係

障害や死亡など不慮の事態が発生した場合、障害基礎年金や遺族基礎年金の申請には、「その事故などが発生した月の前々月までに保険料を滞納した期間が、被保険者である期間の3分の1以上ない」こと、または「その事故などが発生した月の前々月までの1年間に保険料の未納がない」ことが条件になります。

学生納付特例の承認を受けている期間は、保険料納付期間と同様にこの要件の対象期間になりますので、万が一のときにも安心です。ただし学生納付特例の申請が遅れると、申請日以前に生じた不慮の事故や病気による障害については、障害基礎年金の請求ができない場合がありますのでご注意ください。

なお、学生以外の方の平成30年7月以降の免除申請は、7月からの受付になります。

問合せ

市民生活課国保・年金係

TEL 754973

うきは市民センター浮羽市民課

TEL 772112